

社会福祉法人健翔会 求人票 (2023年10月以降、2024年3月新卒者OK)

放課後等デイサービス にじいろプラス・にじいろ

■法人について

求人者	法人名	社会福祉法人 健翔会	業種	介護・福祉事業	代表者 (役職)	渡辺 弘 (理事長)
	本部 所在地	〒361-0007 埼玉県行田市小見1141番地1 TEL:048-554-8815 FAX:048-554-8814 メールアドレス toiawase@kenshokai.net URL https://kenshokai.net/			設立	平成18年9月
					年商	2億9200万円
					事業所数	4ヶ所
	問い合わせ先	〒361-0007 埼玉県行田市小見1144番地2 TEL:048-555-6166 FAX:048-501-7543 メールアドレス s.watanabe@kenshokai.net 担当 統括マネージャー 渡辺真一(わたなべしんいち)			従業員数	男 13名 女 36名 計 49名
展開している事業	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービス事業所 麦の穂(生活介護)・大地(生活介護) ●障害児通所支援事業所 にじいろ(放課後等デイサービス・児童発達支援)・にじいろプラス(放課後等デイサービス) ●特定相談・障害児相談支援事業 相談支援センターくじらぐも ●障害児(者)生活サポート事業 ●障害児(者)日中一時支援事業(大地、にじいろ、にじいろプラス) 					
法人目標	おもに知的障害者を対象とした総合的な福祉サービスの提供(障害者が地域とともに生きる社会)を目指しています。					

■採用条件

採用条件	募集	正職員		採用人数	2名~4名		
	募集学科等	大学・短大・専門	採用します		勤務時間	10:00~19:00 または 9:00~18:00 休憩60分	
		高校	採用しません				
	募集職種	保育士 または児童指導員		休日	年間休日110日 土曜日・日曜日 12/29~1/3		
	職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学の子どもへ生活適応能力向上のための様々な支援や援助を通して、理学療法、作業療法的な視点から支援します。 ・児童発達支援管理責任者が策定する個別支援計画について子ども達を支援していきます。 ・慣れてきたら利用児童の送迎を行います。 			休暇	有給休暇 慶弔休暇 育児休暇 介護休暇	
	採用者像	障害児者への支援等をおこなっていただける方 前向きに考え、集団活動への対応ができる方		健康保険※ 厚生年金※ 労災保険 雇用保険※		有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無	
	勤務地	にじいろプラス(行田市忍1-11-1) または にじいろ(行田市谷郷2-16-26)					
	必要な免許	第1種普通自動車	資格		保育士 児童指導員任用資格		
	月給 (各種手当含む) (固定残業含む)	大学卒	短大・専門		新卒者	応募可・不可	
		296,200円~	285,800円~		既卒者	応募可・不可	
	基本給は規定に基づき勤務実績等を考慮します。 児童指導員の場合は10,000円減額となります。 今回の募集の上限額は325,600円です				労働組合	有 ・ 無	
	賞与	なし		自宅外通勤	可 ・ 不可		
	昇給	年1回4月(55才まで昇給します)		車通勤	可 ・ 不可		
	手当	食事手当600円/日別途、送迎手当250円/回別途、固定残業手当20時間相当含む(残業は月5時間程度です)		駐車場	有 ・ 無		
				退職金	有 ・ 無		
生福利厚	通勤費	通勤交通費 日額470円まで支給 規定有					
	修学資金	保育士修学資金貸付の返還免除の指定の施設です。5年間勤務すると返還が免除されます。					
奨学金	奨学金返済支援手当支給:返済額の1/2を健翔会が手当として支給します。						
試用期間	就業開始から3ヶ月間 有期雇用契約(処遇改善手当は支給されません) 勤務開始2ヶ月経過後に筆記試験(一般常識、専門知識、作文)を行います。						
勤務開始	2023年10月以降(新卒者は2024年4月1日勤務開始でもOKです)						

■選考要領・方法

事業所見学	随時	選考日時	随時
選考場所	にじいろ 埼玉県行田市谷郷2-16-26	選考方法	書類選考、面接
応募方法	事業所(048-598-7898)へ連絡の上、面接日を予約してください。		
選考書類	履歴書(写真貼付)、自動車運転免許証、資格証明書	選考後提出書類	健康診断書
その他	採用に関する事項や事前の見学等、お気軽にお問い合わせください。		

※児童指導員任用資格（以下のいずれかに該当すること）

- ・4年制大学または大学院の、教育学部、心理学部、社会学部、社会福祉学部を卒業する
- ・福祉系の専門学校など、厚生労働省の指定する児童指導員養成施設を卒業する
- ・高卒以上の学歴を有したうえで、児童福祉の実務経験を2年以上積む
- ・幼稚園・小・中・高いずれかの教員免許を取得する
- ・社会福祉士資格または精神保健福祉士資格を取得する